法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム

運営委員会に関する規定

本規定は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム(以下コンソーシアムという) 会則第5条第2号に基づいて設置されるコンソーシアム運営委員会(以下運営委員会という)の運営について規定するものである。

第1条(設置)

- 1 コンソーシアム会則第5条の規定に従い、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の下に、次の小委員会を設置し、その運営規定については、別途定 める。
 - (1) 財務・庶務小委員会
 - (2) 教材作成計画策定小委員会
 - (3) 著作権等小委員会
 - (4) 渉外·広報等小委員会

第2条(審議事項等)

- 1 運営委員会は、コンソーシアムの運営に関する事項を審議する。
- 2 運営委員会は、コンソーシアム代表および副代表の任期が満了する以前の運営 委員会において、次期コンソーシアム代表および副代表を指名する。

第3条(組織)

- 1 運営委員会は、コンソーシアム代表・副代表、第1条の各小委員会の委員長・ 副委員長各1名、および財務・庶務小委員会の委員をもって組織する。
- 2 運営委員会の委員には、幹事大学の代表者を少なくとも2名含むものとする。
- 3 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条(委員長・副委員長)

- 1 運営委員会の委員長1名および副委員長2名は、運営委員会の委員の互選により決定する。
- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ運営委員会が定める順序により、副代表がこれに代わる。

第5条(会議)

委員長は、原則として年2回定期に運営委員会を開催するほか、運営委員の要求 等、必要があると認めたときは、臨時に招集するものとする。

第6条(定足数、議決)

運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条(委員会参加)

- 1 運営委員会は、必要に応じ第3条に規定する者以外の者を運営委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、それらの者は定足数の算定の基礎とはならず、議決権も有しない。
- 2 運営委員会は、運営委員会が認めたものをオブザーバーとして参加させることができる。

第8条(事務局)

- 1 委員長は、運営委員会の運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会の下に、事務局を置く。
- 2 事務局は、幹事大学がこれを組織する。

第9条(協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規定を履行するものとする。本規定に疑義が生じた場合、または、規定にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。